

提供日 2017/10/26
タイトル 静岡県立大学の入学試験における出願資格審査の誤り
担当 静岡県立大学法人 静岡県立大学
入試室
発信担当者 054-264-5007



静岡県立大学記者提供資料

静岡県立大学の入学試験における出願資格審査の誤り

昨年度実施した平成29年度帰国子女入試において、出願資格を満たしていないにもかかわらず、同試験を受験・合格し、在学している学生がいることが、第三者からの指摘により判明しました。これを踏まえて取扱いを検討した結果、この学生については、出願資格を遡及して見直すことにより、引き続き在学できるようにしました。今後、原因究明等を行い、再発防止に取り組みます。また、静岡県立大学ホームページ (<http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/>) において、今回の誤りについての説明及び学長の謝罪コメントを本日掲載します。

1 審査誤りの概要

(1) 内容

「外国において学校教育における 12 年の課程を平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに卒業（修了）又は卒業（修了）見込み」であることが出願資格になっていたが、当該学生が卒業したのは平成 26 年 6 月であり、資格を満たしていないことを見落として受験・合格させた。

(2) 発見状況

10 月 17 日、今年度実施する帰国子女入試の受験希望者から出願資格について照会があったため学歴を確認したところ、出願資格に規定している期間以前に卒業していた。このため資格はない旨回答したところ、受験希望者から、規定している期間外に卒業しているにもかかわらず、昨年度受験し入学した知人がいるとの情報を得たため、当該在学生の出願書類を確認した結果、出願資格がなかったことが判明した。

2 原因と対応

出願要件のチェック体制が学内において機能していなかったことが原因である。今後は、出願要件の確認を徹底して行うとともに、入試調査委員会を設置し、原因を調査し、再発防止策を検討した上、厳正な入学者選抜に全学を挙げて取り組む。なお、当該在生については、学生保護の観点から、出願資格で定めた卒業期間の限定要件を遡及して撤廃することにより、引き続き在学できることとした。この出願要件の見直しについては、大学ホームページ等を通じて早急に周知する。

3 その他

過去 5 年間について調査したところ、平成 27 年度帰国子女入試（26 年度実施）において、上記と同様、出願資格がないのに受験していた事例があったが、不合格であったため入学していない。

※県政記者クラブ加入各社のうち、静岡市内の支局に FAX 送信しています。 [送信 2 枚]

<学長コメント>

昨年度実施した帰国子女入試において、出願資格を満たしていないにもかかわらず合格し、在学している学生がいることが、このたび判明いたしました。このような事態が発生し、受験生及び関係者の皆様に御心配と御迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後は、出願要件の確認を徹底して行うとともに、再発防止策を検討した上で、厳正かつ公正な入学者選抜に全学を挙げて取り組んでまいります。

平成 29 年 10 月 26 日
静岡県立大学 学長 鬼頭 宏

【本件に関するお問い合わせ先】

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1

静岡県立大学 学生部入試室

電話 054-264-5007